

相馬税務署からのお知らせ

1 確定申告はとっても便利なスマホからがおすすめです！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、お手持ちのスマートフォン・タブレット等で、ご自宅から所得税の確定申告ができます。

◎ スマホ申告の便利機能

- ・ 青色申告決算書や収支内訳書の作成が今年から入力可能に！！
- ・ 給与所得の源泉徴収票をスマホで撮影するだけで自動入力！！

確定申告書等作成コーナー



スマホからの送信方法は次の2つの方式があります。

○ マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して申告！

○ ID・パスワード方式

IDとパスワードを取得して申告！

※ IDとパスワードの発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。（確定申告期間中に限らず、随時申請可能です。）

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

なお、従来どおりパソコンから「確定申告書等作成コーナー」を利用して、申告書を作成・印刷し、税務署へ郵送等により提出することもできます。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

3 令和4年分の所得税等の確定申告書作成会場について

令和4年分の所得税（及び復興特別所得税）、消費税（及び地方消費税）及び贈与税の確定申告期における申告書作成会場は、次のとおり開設する予定です。

○開設場所 『相馬市振興ビル6階』 相馬市中村字塚ノ町 65-16

○開設期間 **令和5年2月13日（月）** から3月15日（水）《土・日・祝日を除く》

○開設時間 午前9時から午後4時

※ 申告書作成会場では、原則としてご自身のスマートフォンやタブレットを操作して確定申告書を作成しますので、来場する際は忘れずにお持ちください。また、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード（暗証番号：数字4桁、英数字6～16桁）も忘れずにお持ちください。

※ 申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、会場当日配布しますが、LINEを通じたオンラインによる事前発行も可能です（配付方法の詳細は、別途国税庁ホームページ等によりお知らせします。）。

※ 「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

※ 会場の駐車台数には限りがありますので、JR・バス等をご利用ください。

※ 税務署内には、申告書作成会場を設置しておりませんので、開設期間中は申告書作成会場にお越しください。